

田辺市農業経営収入保険加入緊急対策事業補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、異常気象等の影響により甚大な被害をもたらす自然災害等に対応し、将来にわたって農業経営が厳しい状況に陥った場合でも営農意欲の継続を図るため、農業経営収入保険への加入、継続を行う本市の農業者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「農業経営収入保険」とは、農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知）に規定する収入保険をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助率
田辺市内に住所を有する者（法人にあっては主たる事業所を市内に有する者）	農業経営収入保険のうち、毎年度3月31日までに算定されている掛け捨て保険料（事務費および積立金を除く。）で、次に掲げるもの (1)個人が令和7年4月1日から令和9年12月31日までに加入契約を成立させた農業経営収入保険 (2)法人が令和7年7月1日から令和10年3月31日までに加入契約を成立させた農業経営収入保険	補助対象経費の3分の1以内（上限36,000円）

2 前項の補助対象者については、次のいずれの要件を満たしたものとする。

- (1) 令和7年4月6日、同11日、14日又は同15日の降雹により梅の被害を受けた農業者であること。
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者であること。

(補助金の交付申請・実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 農業経営収入保険加入緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (3) 加入した保険の内容及び保険料等が確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定・額の確定・請求・支払)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、申請事業者に対し補助金の交付の決定及び補助金の額の確定を行い、別記様式第3号により、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請事業者は、補助金交付請求書（別記様式第4号）市長に提出し、市長はその提出を受けて補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請があった場合
- (2) この要綱に違反した場合
- (3) 補助金を事業の目的以外の用途に使用し、又は使用しようとしたとき
- (4) 額の確定後に保険料の再算定が行われ、保険料が減少したとき
- (5) 申請事業者の死亡、廃業又は解散等により保険料が返還されたとき
- (6) 別紙実施基準に定める要件について、違反が確認された場合

(支払い確定報告・保険料の再算定)

第7条 第5条の規定により補助金の交付を受けた申請事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度7月末までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 農業経営収入保険再算定保険料報告書(別記様式5号)
- (2) 再算定された保険料等が確認できる書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 保険料の再算定が行われ、保険料が増額した場合においては、補助金の交付決定額及び額の確定額の増額は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。